

産廃協

とやま

Vol.123

平成29年10月

美しい郷土をつくるために



一般社団法人 富山県産業廃棄物協会

水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に関する対応について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）の一部が平成29年10月1日に施行されたことに伴い、関係省令等が整備され、新たに「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」が定義されました。

平成29年10月1日以降、これらの廃棄物については保管基準や処理基準が追加されるとともに、許可においてその取扱いを明らかにすることとされましたので、下記の対応等をお願いします。

※ 県環境政策課及び富山市環境政策課のホームページでは、各種関連資料や再交付申請書等の様式、記載例を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

1 許可証の書換え等について

平成29年10月1日時点で水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱っている場合は、変更許可を要せず、新たな処理基準に適合したうえで、引き続き当該廃棄物を取り扱うことができます。

ただし、許可証において取扱品目を明確にするため、以下により産業廃棄物処理業許可証再交付等申請書等の提出をもって許可証の書換えを行います。

（1）必要な書類

① 収集運搬業

- ア 産業廃棄物処理業許可証再交付等申請書
- イ 事業計画書（様式第6号の2第2面、第5面及び第7面）
※ 積替え・保管を行う場合は第3面及び関係書類も添付
- ウ 現行許可証の写し

② 処分業

- ア 産業廃棄物処理業許可証再交付等申請書
- イ 事業計画書（様式第7号の2、第7号の3、第7号の5）
- ウ 保管施設の維持管理の留意事項
- エ 保管場所平面図
- オ 保管容量等計算書
- カ 保管場所掲示板の図案
- キ 現行許可証の写し

◎ 今回の申請に伴い、施設等の変更を行う場合（新たに水銀使用製品産業廃棄物専用の保管施設を設けるなど）は、別途変更届の提出が必要です。

（2）提出方法

正副2部提出（手数料不要）

※ 控えが必要な場合はもう1部ご準備ください。

※ 郵送での提出の場合は、返信用封筒の同封をお願いします。

（3）提出時期

平成29年10月1日以降の初回許可更新時までは、隨時受け付けます。

※ 平成29年10月1日以降の初回許可更新時に書換えを行う場合は、再交付等申請書等の提出は不要です。（更新許可申請時に当該廃棄物の取扱いを明らかにしてください。）

2 新たに追加された基準等について

(1) 収集運搬に関する内容

一般的な産業廃棄物収集運搬基準又は特別管理産業廃棄物収集運搬基準に加え、以下の対応が必要となります。

項目	内 容
水銀使用製品 産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 破碎することのないような方法によること <ul style="list-style-type: none"> (例) 廃棄物の形状や大きさ、材質に適した容器に入れて運搬する ○ 他の物と混合しないように区分して収集・運搬すること <ul style="list-style-type: none"> ※ 水銀使用製品産業廃棄物と、当該製品と同一カテゴリー・同一性状の製品が産業廃棄物となったものが混在した状態で排出される場合は、総体として水銀使用製品産業廃棄物として取り扱って構わない。 (例) 空気亜鉛電池とアルカリボタン電池が混在している場合 <ul style="list-style-type: none"> ただし、混在したものを総体として、他の物と混合するおそれのないよう、保管、区分して収集・運搬すること。 <p>【積替え・保管を行う場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保管場所の掲示板に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を記載すること ○ 他の物と混合しないための措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> (例) 仕切りを設ける、専用の容器に入れて保管する。
水銀含有 ばいじん等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 挿発した水銀が運搬中に漏れることのないようにすること <ul style="list-style-type: none"> (水銀が金属水銀として含まれる場合) (例) 蓋付きの容器に入れる、二重に梱包して運搬する。 ○ 高温にさらされないようにすること <ul style="list-style-type: none"> 【積替え・保管を行う場合】 ○ 保管場所の掲示板に「水銀含有ばいじん等」が含まれる旨を記載すること

(2) 処分業に関する内容

一般的な産業廃棄物処分基準又は特別管理産業廃棄物処分基準に加え、以下の対応が必要となります。

項目	内 容
水銀使用製品 産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水銀が大気中に飛散しないような措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> (例) 密閉された設備 排気処理設備又は排ガス処理設備（集じん機、活性炭フィルター等） ○ 中間処理残渣物については廃棄物の種類に応じて、溶出試験や含有量試験の結果等を踏まえ、適切に処分すること ○ 焼却処分する場合は、大気排出基準を遵守できる排出ガス処理設備を有する施設において処分すること ○ 安定型最終処分場への埋立は行わないこと（水銀回収後の残渣物についても不可） ○ 保管場所の掲示板に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を記載すること ○ 他の物と混合しないための措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> (例) 仕切りを設ける、専用の容器に入れて保管する。
水銀含有 ばいじん等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水銀が大気中に飛散しないような措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> (例) 密閉された設備 排気処理設備又は排ガス処理設備（集じん機、活性炭フィルター等）

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却処分する場合は、大気排出基準を遵守できる排出ガス処理設備を有する施設において処分すること ○ 燃え殻、汚泥、ばいじんの埋立処分を行う場合は、埋立処分に先立って、埋立判定基準以下となるよう処理するか、又は低アルカリセメント等を使用して固型化すること ○ 埋立判定基準を超過するものは遮断型最終処分場で処分すること ○ 保管場所の掲示板に「水銀含有ばいじん等」が含まれる旨を記載すること
--	--

(3) 水銀回収に関する内容

項目	内 容
水銀使用製品 産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回収義務対象物からの回収方法 <ul style="list-style-type: none"> (1) ばい焼設備を用いて、ばい焼により発生する水銀ガスを冷却して回収する方法 (2) 封入された水銀を分離する方法であって、水銀の大気飛散防止措置が講じられている方法（蒸留による方法、加熱工程を経ずに取り出す方法） ○ 上記以外の水銀使用製品産業廃棄物について <p>水銀含有量が多いもの（超高圧UVランプ等）については、上記の方法に準じて水銀回収に努めることが望まれる。</p> ○ 回収した水銀を処分する場合は「廃水銀等」として取り扱うこと <p>回収後の残渣物には水銀が付着している可能性があることから、溶出試験等の結果を踏まえ、適切に処分すること</p>
水銀含有 ばいじん等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回収義務対象物の回収方法 <ul style="list-style-type: none"> (1) ばい焼設備を用いて、ばい焼により発生する水銀ガスを冷却して回収する方法 (2) その他の設備を用いて、加熱工程により発生する水銀ガスを冷却して回収する方法（施設外に排出するガスは水銀吸着設備を経て排出する等、大気飛散防止措置を講ずること） ○ 回収義務対象濃度未満の水銀含有ばいじん等について <p>水銀が比較的高濃度なものについては、上記の方法に準じて水銀回収に努めることが望まれる。</p> ○ 回収した水銀を処分する場合は「廃水銀等」として取り扱うこと

大気汚染防止法の改正に伴う水銀排出規制について

富山県生活環境文化部環境保全課

水銀による環境汚染及び健康被害の防止のため、平成25年10月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、本年8月に発効されました。

この「水銀に関する水俣条約」の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法・施行令・施行規則について、規制の対象となる施設（以下「水銀排出施設」という。）に係る届出制度の創設や、石炭ボイラーや廃棄物焼却炉などの水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（以下「水銀排出者」という。）への排出基準の遵守義務付け等の所要の改正が行われました。

この改正法は平成30年4月1日から施行されますので、改正法の対象となる工場・事業場におかれましては、この趣旨及び内容をご理解のうえ、その対応に万全を期していただき、法の遵守に努めてくださるようお願いいたします。

1 水銀排出施設の種類、規模及び排出基準

水銀排出者は、施設の種類や用途等に応じて設定されている排出基準を遵守しなければなりません。水銀排出施設の種類、規模及び排出基準については表1のとおりです。

表1：水銀排出施設の種類、規模及び排出基準

水銀排出施設の種類・規模			排出基準 ^{※1} [μg/Nm ³]	新設 ^{※2}	既設 ^{※2}
石炭火力発電所 産業用石炭燃 焼ボイラー	石炭専焼ボイラー	※3	・伝熱面積 10m ² 以上	8	10
	大型石炭混焼ボイラー		・燃焼能力 50L/h 以上		
非鉄金属製造施設	小型石炭混焼ボイラー	※3	・伝熱面積 10m ² 以上 ・燃焼能力 50L/h 以上	10	15
	一次施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙燒炉、焼結炉及び煅燒炉 金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉 ・原料処理能力 1t/h 以上	15	30
		鉛又は亜鉛	金属の精製の用に供する溶解炉 ・火格子面積 1m ² 以上・羽口面断面積 0.5m ² 以上 ・燃焼能力 50L/h 以上・変圧器定格容量 200kVA 以上	30	50
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙燒炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉 ・原料処理能力 0.5t/h 以上・火格子面積 0.5m ² 以上 ・羽口面断面積 0.2m ² 以上 ・燃焼能力 20L/h 以上	100	400
		工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 ・燃焼能力 10L/h 以上・変圧器定格容量 40kVA 以上 亜鉛の回収の用に供する焙燒炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 ・原料処理能力 0.5t/h 以上	30	50
廃棄物焼却施設	廃棄物焼却炉		・火格子面積 2m ² 以上 ・燃焼能力 200kg/h 以上	30	50
	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取扱う施設	50	100
セメントクリン カ一製造施設	セメントの製造の用に供する焼成炉		・火格子面積 1m ² 以上 ・燃焼能力 50L/h 以上 ・変圧器の定格容量 200kVA 以上	50	80 ^{※4}

※1 既存施設であっても施設規模が5割以上増加する大幅な改修をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

※2 施行日において既に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

※3 大型石炭混焼ボイラーは燃焼能力 10万 L/h 以上、小型石炭混焼ボイラーは燃焼能力 10万 L/h 未満のものを指します。

※4 原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、140 μg/Nm³ です。

2 水銀排出施設の設置等の届出

次の場合、富山県知事（設置場所が富山市内の場合は富山市長）への届出が必要となります。
特に法施行時（平成 30 年 4 月 1 日）に既に水銀排出施設を設置している場合、施行日から 30 日以内に届出をする必要があります。

根拠条文	届出が必要なとき	届出時期
法第 18 条の 23	水銀排出施設を設置しようとするとき	工事着手の 60 日前まで
法第 18 条の 24	法施行時に、既に水銀排出施設に該当するものを設置しているとき	法施行日から 30 日以内
法第 18 条の 25	水銀排出施設の構造、使用方法又は処理方法を変更しようとするとき	工事着手の 60 日前まで
法第 18 条の 31 第 2 項	届出者の氏名、名称、住所若しくは法人代表者氏名又は工場、事業場の名称若しくは所在地を変更したとき	事由発生から 30 日以内
	水銀排出施設の使用を廃止したとき	
	水銀排出施設を譲り受け・借り受けたとき	

3 水銀濃度の測定

水銀排出者は、水銀排出施設ごとに以下の頻度で水銀濃度を測定し、その結果を記録して 3 年間保存する必要があります。

水銀排出施設の種類	頻度
①排出ガス量が 4 万 m ³ N/時以上の施設	4 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
②排出ガス量が 4 万 m ³ N/時未満の施設	6 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
③専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年 1 回以上
④専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年 1 回以上

4 要排出施設設置者の義務

水銀等の排出量が相当程度多い施設で、排出を抑制することが適当である要排出抑制施設（製銑の用に供する焼結炉と製鋼の用に供する電気炉）の設置者は、排出抑制のための自主的取組として、単独又は共同で、自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定・記録・保存等を行うとともに、その実施状況及び評価を公表しなければなりません。

[参考]

- ① 詳しくは、下記の環境省ホームページをご参照ください。
 環境省ホームページ「水銀大気排出対策」
 URL http://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html
- ② 水銀排出施設の設置等の届出は「e とやまネット」に掲載しています。
 URL http://e-toyama.net/webapps/service/service_list.jsp?code0402=&code=8

「アスベストモニタリングマニュアル」の改訂について

環境省水・大気環境局大気環境課長から通知がありましたのでお知らせいたします。

環水大大是第 1707112 号
平成 29 年 7 月 11 日

各 都道府県
大気汚染防止法改令市

大気環境主管部局長様

環境省水・大気環境局大気環境課長
(一公同省略)

「アスベストモニタリングマニュアル」の改訂について(説明)

大気環境行政の方針につきましては、事業者と格別のご協力を賜り感謝申し上げます。
環境大気中のアスベスト濃度の測定方法について、技術的指針である「アスベストモニタリングマニュアル」(以下「マニュアル」という)の改訂を行いましたのでお知らせいたします。(別紙参照)
つきましては、本マニュアルについて関係事業者、関係部局及び管下の市町村(都道府県の場合)にて周知されるとともに、事業者等への助言・指導に活用いただけようお願いします。

(問い合わせ先)
環境省水・大気環境局大気環境課
検査基準係
TEL : 03-5681-3361 (内線 E506)
FAX : 03-5680-5173
E-mail : kurri-kanky@envr.mlit.go.jp

アスペストモニタリングマニュアルの改訂について

1 概要

アスペストモニタリングマニュアル（以下「マニュアル」という。）は、環境大気中のアスペスト濃度を測定する上の技術的指針として昭和60年3月に作成され、平成5年12月、平成19年5月及び平成22年6月に改訂が行われた。

平成22年6月の改訂時には、クリソタイルを中心とする従来の測定方法を見直し、位相差顕微鏡法により純繊維を計数した後、比較的濃度が高い場合には分析走査電子顕微鏡法（A-s EM法）で確認を行うこととされた。また、解体等工事では、早いものでは数時間で工期が終了する場合があることから、迅速な測定が必要とされていたため、参考資料として位相差/偏光顕微鏡法等の測定方法を紹介した。

今回の改訂においては、これまでに集積したデータや検討を踏まえ、発生源近傍及び集じん・排気装置排出口等に適用できる測定方法として、位相差/偏光顕微鏡法等の迅速な測定方法を位置付けることとし、マニュアルの改訂を行った。

2 これまでの検討の経緯

「アスペスト大気濃度検討会」において、迅速な測定方法について検討を行った。

○ 平成23年度

位相差/偏光顕微鏡法及び位相差/蛍光顕微鏡法をアスペスト大気濃度の迅速測定法とすることが提案され、今後検討を行っていくこととされた。

○ 平成24年度

解体現場で採取したフィルターを位相差/偏光顕微鏡法及び位相差/蛍光顕微鏡法によって分析し、電子顕微鏡法による分析結果との比較を行った。

○ 平成25年度

建築物の解体等現場における大気中の石綿測定方法及び評価方法について取りまとめた。この中では、現状の測定技術や現場での実行可能性等から、粉じんを迅速に測定可能な機器により塵じん・排気装置の正常稼働を確認することが有効とされ、石綿大気中濃度測定については、測定箇所の選定や分析方法等の技術的な課題を引き続き検討し、手法を確立する必要があるとされた。

○ 平成26～27年度

解体現場で採取したフィルターを位相差/偏光顕微鏡法及び位相差/蛍光顕微鏡法によって分析し、電子顕微鏡法による分析結果との比較を行い、データの集積を継続した。

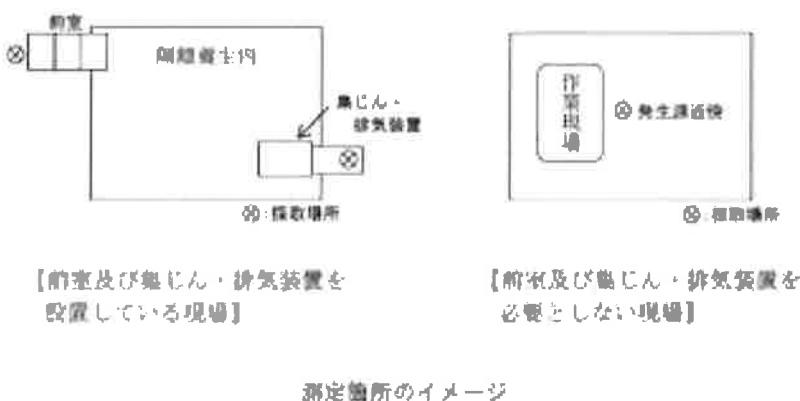
○ 平成28～29年度

これまでに集積したデータや検討を踏まえ、アスペストモニタリングマニュアルの改訂版（アスペストモニタリングマニュアル第4.1版）をとりまとめた。

報道発表資料 URL: <http://www.env.go.jp/press/104278.html>

3 主な改訂事項

- 「発生源近傍及び集じん・排気装置排出口等における漏えい監視・管理のための測定方法」に、アスペクト逃逸測定法として、位相差/偏光顕微鏡法及び位相差/前光顕微鏡法を位置付けた。
- 「発生源近傍及び集じん・排気装置排出口等における漏えい監視・管理のための測定方法」に、自動測定器によるリアルタイム測定として、粉じん相対濃度計、パーティクルカウンター、纖維状粒子自動測定機を位置付けた。



建築物解体等作業における石綿の事前調査の講習会の実施について

富山県生活環境文化部環境保全課長から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

環 保 第 520 号
平成29年8月24日

一般社団法人 富山県産業廃棄物協会長 殿

富山県生活環境文化部環境保全課長
(公 印 省 略)

建築物解体等作業における石綿の事前調査の講習会の実施について（通知）

本県の環境行政の推進について、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、別添のとおり、富山労働局から通知がありましたので、お知らせいたします。
つきましては、貴会員等への周知にご協力くださるようお願いします。

事務担当 大気保全係 高木
TEL : 076-444-3145 (直通)
FAX : 076-444-3481

厚生労働省委託事業「平成29年度建築物の解体時の石綿漏洩防止対策等に係る周知啓発事業」

事前調査の講習会

建築物の解体等の作業に従事する労働者の石綿ばく露防止において、石綿障害予防規則第3条に基づく事前調査は、石綿建材を把握するために行うものであり、解体等作業で石綿ばく露防止対策を講じるために不可欠かつ非常に重要なものです。

本事業では、石綿ばく露防止対策の適切な実施のため、事前調査の精度底上げを目的とし、石綿作業主任者の方等を対象とした講習会を実施します。

無料

『石綿作業主任者』『特定化学物質等作業主任者』(平成18年3月以前に修了)の方

の方が対象です。(講習会までに作業主任者の技術講習を受講予定の方を含みます)

※ 今回の講習会の内容は、上記対象者の方向けに作成したものです。

『建築物石綿含有建材調査者』の方、『日本アスベスト調査診断協会登録者』の方は、
受講承認の内容になっておりますので、受講をお控え頂くようお願いいたします。

＜内　　容＞　事前調査の概要点について専門家が解説します。
(建築一般、既述調査の実際、調査報告書の作成)

＜日　　時＞　10:00～17:00(昼休憩1時間含む)　※詳細は裏面のスケジュールをご覧ください。

＜定　　員＞　各会場定員100名　計700名　＜先着順＞　6会場(東京会場は2回開催)

※各会場ともに機序が予想されますので、申し込みにつきましては、
1会場につき、1社2名様までお願ひいたします。

＜申込期間＞　平成29年8月24日(木) 10:00～ 各講習会実施3日前まで　＜先着順＞

＜備　　考＞　1) 講習会終了後、事業専用HPからアンケートにご協力をお願ひいたします。
2) 当講習会は受講者の方の事前調査技術の向上に役立つ情報収集を目的としており、
受講者の方の一定の能力水準を担保・保証するものではありません。
修了証の発行や修了書面の実施はいたしませんので、ご了承願います。
また、『建築物石綿含有建材調査者』『日本アスベスト調査診断協会登録者』に
相当するレベルの調査を行うちのではありません。

申込み方法

事業専用ホームページ

<http://asbestos.jp/h29/> からお申込みください。

事務所「日本水処理工業」のホームページにもリンクが貼られています。

8月24日(木)
10:00より
申込開始です!

＜事務局＞厚生労働省委託事業「平成29年度建築物の解体時の石綿漏洩防止対策等に係る周知啓発事業」

日本水処理工業株式会社

TEL 06-6363-6330 FAX 06-6363-6372

〒530-0046 大阪府大阪市北区音頭町8番14号 E-mail asbestos@mizu-shori.com

平成29年7月

<事前調査の講習会>スケジュール

東京会場 (1回目)	日時	平成29年10月5日(木) 10:00～17:00 (当18:30より受付開始)
	会場	イオンコンパス東京駅前
	住所	東京都中央区八重洲2-2-1 日本橋箱崎ビル3階 3-0
宮城会場	日時	平成29年10月12日(木) 10:00～17:00 (当18:30より受付開始)
	会場	東北エレクトロンホール宮城
	住所	宮城県仙台市青葉区鏡町3-3-7 401中食館座
東京会場 (2回目)	日時	平成29年10月18日(木) 10:00～17:00 (当18:30より受付開始)
	会場	イオンコンパス東京駅前
	住所	東京都中央区八重洲2-2-1 日本橋箱崎ビル3階 3-0
愛知会場	日時	平成29年10月19日(木) 10:00～17:00 (当18:30より受付開始)
	会場	フジコミュニティセンター
	住所	愛知県名古屋市中村区筒井通1丁目1号筒井4F人会議室
福岡会場	日時	平成29年10月23日(月) 10:00～17:00 (当18:30より受付開始)
	会場	福岡県庁会議室
	住所	福岡県福岡市博多区天神4丁目1番27号 201-202
佐賀会場	日時	平成29年10月26日(木) 10:00～17:00 (当18:30より受付開始)
	会場	RCC文化センター
	住所	佐賀県佐賀市中央橋本町6-11 601
大分会場	日時	平成29年10月31日(火) 10:00～17:00 (当18:30より受付開始)
	会場	リファレンス 大分駅前第4ビル貿易部室
	住所	大分県大分市東大分1丁目11-4 大分駅前第4ビル23F 2307貿易室

上記講習会スケジュールはやむを得ず変更となる場合がございます。最新の情報は事業専用HP (<http://asbestos.jp/h29/>) でご確認頂けますようお願いいたします。

石綿分析の講習会(座学)

無料

本事業では、石綿分析を行う分析機関の分析技術者の内容を対象として講習会も実施します。

対象は石綿分析機関（民間／公的機関問わず）の分析技術者の内容。

本講習は分析技術者向けの技術的な内容が中心ですが、行政担当官、石綿除去等の工事発注者及び受注者など、石綿に関するどなたでも参加可能です。

こちらについても是非参加をご検討ください！

事業専用HP <http://asbestos.jp/h29/> にて詳細をご確認いただけます。

富山県不法処理防止連絡協議会からのお知らせ 廃棄物の野外焼却の禁止について

近年、県内では、火災の発生や煙による近隣住民からの苦情など、野外焼却が社会問題となっています。このため、県や市町村、当協会等で構成する「富山県不法処理防止連絡協議会」では、今年度新たに9月を野外焼却重点監視期間に設定し、監視パトロールや広報活動を実施することにしました。

当協会では、これまで機関誌等により野外焼却の禁止を呼びかけてきたところですが、会員各位には、従業員等関係者に対し以下の内容を周知徹底下さるようお願いします。

○野外焼却の禁止

野外焼却は、適法な焼却施設（※）以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを言います。野外焼却は地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶やブロック用い等、法律で定められた構造基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれ、一般家庭でのごみの焼却は野外焼却に該当することが多いと考えられます。

また、野外焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において禁止されています。

違反すると、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（法人は3億円以下）または、その両方が科せられることがあります。また、産業廃棄物処理業許可の取消処分を受けることもあります。

○野外焼却禁止の例外

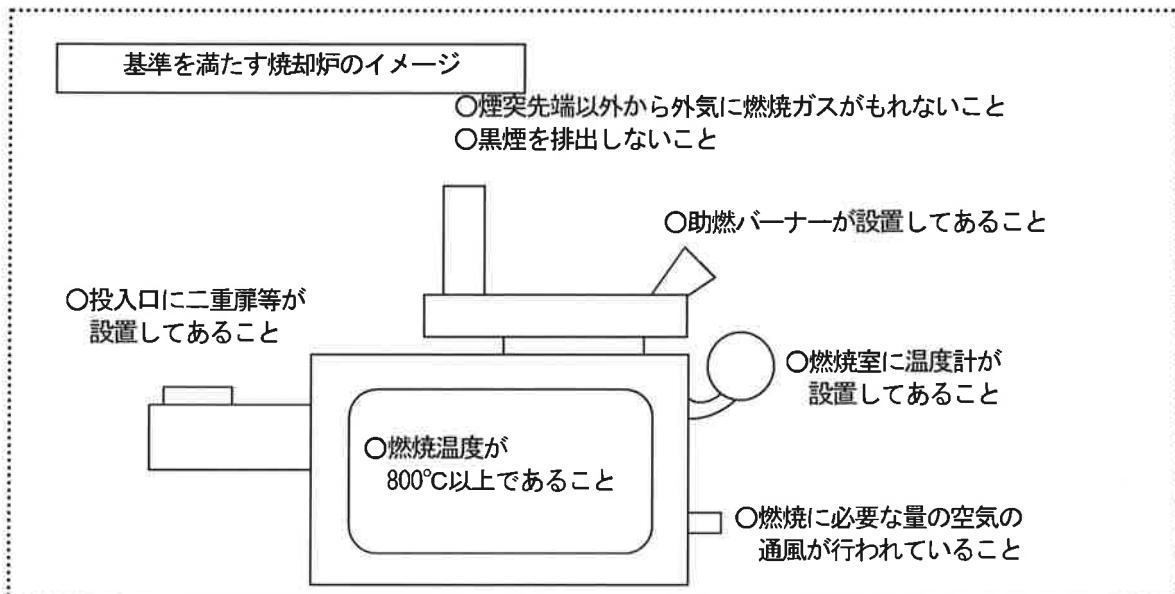
野外焼却は原則禁止となっていますが、公益上若しくは社会の習慣上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微な下記の場合においては例外とされています。

- (1) 国又は地方公共団体でその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- (3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※例外であっても、むやみに焼却してよいというわけではありません。風向きや場所によっては付近住民への迷惑となりますので、その場合は焼却をやめるなどの十分なご配慮をお願いします。

※ 適法な焼却施設の基準

規模にかかわらず、以下のような基準を満たす焼却炉でなければ焼却できません。



九州北部豪雨に係る一般破棄物の特例に関する 省令の施行について(通知)

富山県生活環境文化部長から通知がありましたのでお知らせいたします。

環政第885号
平成25年5月8日

般社団法人 富山県資源廃棄物協会
会長 橋 重則様

富山県生活環境文化部長

平成25年7月九州北部豪雨により特に必要となりた一般廃棄物の廃止を行ふ場合
に係る廃棄物の交付及び届出に関する法律施行規則第1条の4の14第1項に規定
する環に在合で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について(通知)

本県の環境行政の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り様くわれ申す
あげます。

このたび、標記に付いて、環境省から別添付のとおり告知がありましたので、
お知らせいたします。

連絡担当者
環境政策課廃棄物対策室 中村
TEL: 076-114-3140(直通)
FAX: 076-114-3380



環保通発第1709011号
環保規発第1709011号
平成29年9月4日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

廃棄物規制課長

平成29年7月九州北部豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令(平成29年環境省令第22号、以下「特例省令」という。)が、平成29年9月4日に公布され、同日施行された。

については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり疏漏なきを期するをとどめ、内管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の4第1項の規定に基づく技術的な助言でもあることを申し添える。

特例省令

第一 制定の趣旨

平成29年7月九州北部豪雨の発生に伴い、被災地域においては、膨大な量の廃棄物が発生しており、それの中には、家屋等の相應により、コンクリートの破片等が一般廃棄物として排出されたものが大量に含まれている。そのため、これらのコンクリートの破片等の迅速かつ円滑な処理を進めるための特例措置を講じたものである。

第二 制度の内容

安定型最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号、以下「令」という。)第7条第14号)に掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。以上同じ。の設置者が、当該安定型最終処分場に於て平成29年7月九州北部豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和46年法律第137号、以下「法」という。)第45条の2の5第1項の規定に基づき都道府県知事に届け出ることにあり、法第8条第1項の許可を受けない。

当該安定型最終処分場を一般廃棄物処理施設として設置することができ、安定型産業廃棄物（令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）と同様の性状を有する一般廃棄物を処理することができることとしたこと（特例省令第2条第7号）。

なお、法第15条の2の5第十項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の対象物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもって足りる（同条第2項）。

1 特例省令の対象となる場合について

特例省令の対象は、安定型最終処分場の設置者が、平成29年7月九州北部豪雨により特許必要となった一般廃棄物の処理をその処理施設において行う場合に限定されていること、平成29年7月九州北部豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合は、福岡県の区域内の市町村の委託を受けて平成29年7月九州北部豪雨により生じた一般廃棄物の処理を行う場合のほか、当該市町村の指揮監督の下にこれらの処理を行う場合をいうこと。したがって、安定型最終処分場の設置者から法第15条の2の5第十項の適用があった場合には、当該届出をした者に対し、福岡県の区域内の市町村との処理に係る契約書等を確認する等、当該届出に係る処理が平成29年7月九州北部豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に該当することを確認した上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の2の17第4項の発売書を交付すること。

2 特例安定型最終処分場において処理できる一般廃棄物について

特例省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された安定型最終処分場（以下「特例安定型最終処分場」という。）において処理できる一般廃棄物は、安定型産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物（当該特例安定型最終処分場に係る法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものであるものに限る。）に限定されていること。

具体的には、以下の(1)から(3)までのいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）であること。

- (1) 平成29年7月九州北部豪雨により生じた一般廃棄物（福岡県の区域内において生じたものに限る。）
- (2) 次のいずれかに該当する一般廃棄物
 - (1) 廃プラスチック類
 - (2) プラスチック
 - (3) 金属くず
 - (4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（磨石膏ボードを除く。）
 - (5) コンクリートの破片その他これに類する不要物
- (3) 次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であつて、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらのみが混入し、又は付着したことがないもの
 - (1) 合別表第五の下欄に掲げる物質（具体的には、以下の物質をいうこと）

本銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機
橋化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ホリ塩化
ビフェニル、トリクロロエチレン、メトラクロロエチレン、ジクロロメタン、
四塩化炭素、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{Cl}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{Br}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{I}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{F}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{N}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{S}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{O}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{NO}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CO}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{Cl}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{Br}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{I}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{F}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{N}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{S}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{O}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{NO}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CO}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{Cl}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{Br}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{I}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{F}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{N}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{S}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{O}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{NO}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CO}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{Cl}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{Br}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{I}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{F}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{N}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{S}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{O}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{NO}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CO}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{Cl}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{Br}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{I}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{F}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{N}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{S}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{O}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{NO}$ 、 $\text{C}_2\text{H}_5\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CO}$ 。

② 有機性の物質

- ③ 建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹きつけられたもの
若しくは石綿を含むもの（次に掲げるものに限る。）又は当該材料から除去さ
れた石綿
 - ア 石綿保溫材
 - イ けいそう土保溫材
 - ウ バーライト保溫材
 - エ 人の接触、気流及び振動等によりアからウまでに掲げるものを同等以上に石
綿が飛散するおそれのある保溫材、断熱材及び耐火被覆材

発棄物に(3)①から④までに掲げるものが混入し、又は付着することを防止する
方法としては、これらの混入又は付着のおそれがある場合については洗浄すること
等が考えられること。その他、①工作物の新設、改築又は除去に伴つて生じた安定
型産業廃棄物の理立処分を行なう場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混
入し、又は付着することを防止する方法。（平成10年環境庁告示第10号）を参考
にされたいこと。なお、(3)⑤の「当該材料から除去された石綿」には、家屋等の
損壊によりはく離した石綿を含むこと。

3 特例安定型最終処分場に係る維持管理基準等について

特例安定型最終処分場についてでは、当該処分場において処理した一般廃棄物を産業
廃棄物とみなし、産業廃棄物最終処分場の維持管理基準及び廃止基準が適用されるこ
と。（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定め
る省令（昭和32年通商省・厚生省令第1号）第2条第4項）。また、当該処分場の設
置者に課せられる維持管理情報の公表・記録の開覧の義務の履行に当たっては、当該
施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物とみなされた一
般廃棄物に係る維持管理情報についてもあわせて公表・開覧する必要があること（規
則第12条の7の18）。

4 特例安定型最終処分場において処理する一般廃棄物に係る処理基準について

特例安定型最終処分場において処理する一般廃棄物については、一般廃棄物の処理
基準が適用されること（省令第3条第3号）。

5 特例省令の有効期間について

本特例省令は、平成34年7月31日に失效する。そのため、特例省令の失效後、
特例安定型最終処分場を法第15条の2の5第1項の届出に係る一般廃棄物の埋立处

分の用に供する場合には、法第8条第1項の一般廃棄物処理施設の設置許可を受ける必要があること

第二 その他

平成29年7月九州北部豪雨により生じた一般廃棄物の適正処理を確保するため、特例安定型最終処分場に対して、定期的に報告収集・立入検査を実施されたいこと。実施に当たっては、福岡県の区域内の市町村との処理に係る契約書等の関係書類、維持管理情報の記録及び実際に処理されている一般廃棄物の種類の確認等により、法第15条の2の2第1項の届出に係る一般廃棄物の処理が適正に行なわれているかどうかを確認すること。
当該届出に係る一般廃棄物以外の一般廃棄物の処理が行なわれている等、不適正な処理が行われていることを確認した場合には、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたいこと。

富山県認定リサイクル製品・エコ事業所の募集について

富山県生活環境文化部環境政策課

県では、富山県リサイクル認定制度（廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品や、廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所を県が認定する制度）を推進しています。

リサイクル製品の認定を受けると、

- (1) 県のホームページやパンフレットで、製品がPRされる
- (2) 県が発注する公共工事にて、優先的に調達される
- (3) 認定証が交付され、製品に「富山県認定リサイクル製品」の表示を行うことができる等のメリットがあります。

また、エコ事業所の認定を受けると、

- (1) 認定証と認定銘板が交付される
- (2) CSR報告書等で、環境への取組みとしてアピールできる
- (3) 銘板を掲示することにより、環境に配慮する事業所としてアピールできる等のメリットがあります。

貴協会会員の皆さんにおかれましては、本制度へ積極的に応募くださるようお願いいたします。

【申請から認定を受けるまでの流れ】

①公募

毎年度1回（更新及び新規）1か月間公募します。（10月中旬より公募予定）

※公募の案内は富山県生活環境文化部環境政策課のホームページで行います。

②申請

認定申請書に必要資料を添付のうえ、担当課に提出してください。

※申請書の様式、記載例、認定基準等は富山県生活環境文化部環境政策課のホームページからダウンロードできます。

③現地調査（新規の申請の場合）

現地確認を行い、申請書の内容、リサイクル製品の現地調査 製造工程や事業所の取組みを確認します。

④検討会

「富山県リサイクル認定検討会」において専門家からの意見を聞き、認定について検討します。

⑤認定

検討会での審議の結果を踏まえ、知事が認定します。認定期間は3年間です。